

令和7年度第2回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年5月12日（月） 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

俵口 和義	木原 緑	門司 雅門
田中 誠二	廣渡 秀雄	野中 良雄
安部 慶人	花田 三枝	大村 武彦
山田 和夫	神谷 義幸	

(2) 欠席委員 1名

桃川 公治

(3) 出席農地利用最適化推進委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 2号 農地法第3条の許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第2回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人について、5番の安部委員、6番の花田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第2号 農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求める。令和7年5月12日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回2件の申請が出されております。番号1番から説明をしていきます。1ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は波津889番。地目は田、面積は1,371m²、区分は農振白地、目的は所有権の移転です。位置図を3ページに載せてあります。場所は波津の漁港よりやや役場寄りの所から上がって行った所ですね。民家の隣にある農地となっております。それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号 農地の全部効率利用については譲受人は借入地で野菜の作付を行っており、農作業に従事する家族の状況と所有する機械の状況からみて、不許可には該当しないとしております。第2・3号は適用なしで第4号 農作業常時従事については譲受人が耕作に必要な日数について農作業に従事すると見込まれるため問題なしとしております。第5号 転貸の禁止については登記簿を確認したうえで、譲渡人の所有地である事が確認されておりますので問題なしとしております。第6号 地域との調和については農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。続いて番号2の説明に入ります。議案の2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は4筆です。場所は手野83番1、326番4、282番、14番2の4筆です。地目は申請地1~3までが田、申請地4が畑となっております。面積はそれぞれ457m²、1,156m²、2,421m²、248m²となっております。区分は申請地の1~3まで農振青地で申請地4は農振白地となっております。目的は所有権の移転です。位置図を4~5ページに載せております。新松原の集落内の農地となっております。現時点で譲受人が耕作を行っている所が1~3番です。それでは別紙でお配りしております調査書の2ページをご覧ください。第1号 農地の全部効率利用については譲受人は

所有地と借入地で水稻、麦、その他には野菜を作付けしている認定農業者であり、農作業に従事する家族の状況と所有する機械の状況から見て、不許可には該当しないとしております。第2、3号は適用なしで第4号 農作業常時従事については譲受人が耕作に必要な日数について農作業に従事すると見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第5号 転貸の禁止については登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので、問題なしです。第6号 地域との調和については農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、不許可には該当しないとしております。議案第2号について説明は以上です。

議長 はい、それでは議案第2号の1番について質問・ご意見等ございましたら。

安部委員 議案2号について、これは今後の委員会活動の参考にしたいので確認の意味合いでお聞きしたいんですが、所有者さんから家屋を含めて全農地を売却したいということで相談を受けました。当然のことながら農地については農業者ではないと売り渡しはできませんよという程度しかわからなかつたもので、この譲受人の情報があれば相談者に話ができたんですが、今後事務局ないし農協とかそういった所に波津に農地を求めている方がおられるとかそういう情報を、自分もアンテナを張っておかないといけないですけれども、あつたら相談者にこういう人がおられますよという話がしやすいかなと考えました。その情報というのは自分で他の役員さんとか聞いたりして情報を得なければいけないのかなと思っているんですけれども、なかなかこの譲受人になった経緯とかは、ちなみに聞かせていただければ、この情報は役場の事務局で持っていたのか、本人が探し当てたのか農協に聞いたのか、そこら辺は。中間管理機構に聞いてもお互い話が決まった後でしか動けない。中間管理機構に探してくれと言ったって、お互いある程度仮契約くらい交わしておかないと自分たちは手が出せませんとか、そういう形ですので、そこら辺どうなのかと思いまして。

事務局 今回の件に関しましては、隣接するお家と合わせて売買を元々地権者の方が考えられていた所で、おそらくお家の売買を不動産屋というか業者に相談して、そこが仲介役となって、この方だったら自分で農業もされているしということで、お話をあったというふうにこちらは聞いておりますけれども。私どもも詳しい経緯までは把握していません。

安部委員 不動産屋を通じて、この譲受人を探し出したという事ですか。

事務局 そうですね。業者に相談をして、ですね。

安部委員 このような新規就農相談とか色々なところから事務局にあるかと思うんですが、そういう情報とかは農業委員会でもらったりすることはできないですかね。

事務局 個別の案件になるので、新規就農の相談などがあった時、例えば波津で農地を探している

とか、色々なところで情報は我々の所に入ってきます。新規就農で農地を探しているとなると、我々も特定の農地をここはどうですか、とお勧めするわけにもいかないので基本的には地域の農業委員さんにこういったお話が来てるんですが農地の紹介とかできませんとか、そういったお話をすることはあります。

安部委員 それをしてもらえばね、情報を入れておけば、巡回するたびに田を買ってくれる人はいないだろうかとか言われるわけですね。波津はちょっと中山間地で段地で大型機械が入る所じゃないから、なかなか紹介まではできないですが。まあ、そういう事で。分かりました。

事務局 よろしいでしょうか。他に何かございましたら。それでは議案第2号の1番について許可相当と思われる方、挙手をお願いします。はい、全員賛成という事で。ありがとうございます。それでは議案第2号2番について質問・ご意見等ございましたら。よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは議案第2号の2番について許可相当と思われる方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。
続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明になります。6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。以下の通り、農地法第5条の許可後の変更届が提出されたので意見を求める。令和7年5月12日提出 岡垣町農業委員会会長俵口和義。今回1件の計画変更の申請が提出されております。申請人については記載のとおりで、令和7年3月の総会にて許可相当と意見決定された案件となっております。変更内容としましては、当初の計画では転用目的を自己用住宅兼事業所としておりましたが、事業所として利用する見込みがなくなった為、転用目的を自己用住宅と計画変更するものとなっております。7ページに位置図を、8ページに利用計画図を載せております。場所と致しましては県道原海老津線からおかがき病院の方向に曲がったところです。太陽光パネルがある所の隣の畠となっております。当初の計画では自己用住宅兼事業所ということで図面の提出がございましたが、転用目的を自己用住宅のみとすることで、車を4台所有されているという事で、それプラス仕事用車両3台停められるスペースが必要という事で図面が修正されて提出されております。なお被害防除措置であったり資金計画については当初から変更はございません。説明については以上となります。

議長 議案第3号について、この件について私は地元として前回と同じ水利関係、それから被害防除に対して何の問題もありませんのでよろしくお願い致します。他に何か意見等ござい

ましたら。よろしいでしょうか。それでは変更が許可相当と思われる方、挙手お願い致します。
ありがとうございます。全員賛成という事で、ありがとうございます。
それではその他の項に入らせていただきます。

【その他の項】

1. 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

別紙参照

2. 枝豆狩り体験について

別紙参照

3. 三里松原アダプト活動について

4. 日程について

○令和7年度全国農業委員会会長大会

日 時：令和7年度5月28日（水）～29日（木）

場 所：東京都

参集範囲：会 長

5. 次回の日程について

・日 時：6月9日から11日のいずれか 9時30分から

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第2回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事錄署名人
